

各社会福祉法人代表者 様

南河内広域事務室広域福祉課長

社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項等について

日頃より、福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記については、先日（H28.6.30）メールにより（一部の法人は郵送）、厚生労働省からの事務連絡をお送りしたところです。このたび南河内広域事務室広域福祉課のホームページに登載しましたのでお知らせします。

事務連絡のうちの「社会福祉法人定款例（案）」については、定款変更等の事前準備作業の参考として活用するよう、現時点での考え方を示したものであり、今後、必要な修正等を行った上で、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日通知）を改正し社会福祉法人定款例として示される予定です。

また、本事務連絡について、大阪府では社会福祉法人に対する説明会が検討されています。実施方法や時期は現時点では未定ですので、決まり次第改めてご連絡させていただきます。

記

1 事務連絡文書一覧

社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）

（平成28年6月20日付事務連絡）

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQについて

（平成28年6月20日付事務連絡）

社会福祉法人における評議員の選任及び解任方法について

（平成28年6月20日付事務連絡）

社会福祉法人における評議員の員数の経過措置に係る一定の事業規模について

（平成28年6月20日付事務連絡）

社会福祉法人制度改革における理事等の解任について

（平成28年6月20日付事務連絡）

社会福祉法人制度改革における社会福祉法人定款例（案）について

（平成28年6月20日付事務連絡）

2 事務連絡掲載HPアドレス

南河内広域事務室 広域福祉課ホームページ

【社会福祉法人等への通知文書等（平成28年度～）】

<http://www.kouiki321.jp/fukushi/index.html>

〒584-0031

南河内広域事務室 広域福祉課

住 所：富田林市寿町2丁目6番1号
南河内府民センタービル2階

TEL：0721-20-1199

FAX：0721-20-1202